

だきますよう働きかけて参ります。

問 現状では、連携型の総合的な防災訓練はむずかしいということですか。

答 一昨年行った防災訓練も行われる防災訓練の方が、町民一人一人の防災意識が高まるのではないかと考えております。

Q2 災害における高齢者への対応について

災害弱者に対する対応は？

問 各地区には支援を必要とする方々が多く、予告なしの災害に対し、高齢化が進む中、弱者に対し防災ネットワークが十分に機能していないと思う。災害弱者を守るためにも、新たな防災ネットワークが急務だろうと思う。常に日常のあいさつを通して、近隣の人たちへのつながりを強め、皆で共助できる対策、高齢者、弱者の対応と取組について伺う。

答 (額健康福祉課長) 八百津町では、災害弱者と言われる高齢者や障がい者の方々の情報につきまして、ご本人の同意が得られたものに限って、民生児童委員協議会で作成されました「みまもり台帳」をもとに、昨年度「要援護者台帳」を整備し、防災安全室、健康福祉課、社会福祉協議会で情報共有

をしています。

この要援護者台帳には、要援護者本人の意向を踏まえて、協力の得られる近隣住民やボランティアなど、避難を支援する方（いわゆる避難支援者）を登録してあります。

地域における高齢者等の情報把握や支援には、自治会毎の行事やサロン活動などの地域コミュニティの場でのおつきあい（近所づきあい）が重要ではないでしょうか。

あわせて、避難準備情報等の伝達体制の確立が非常に重要であると認識しております。自主防災組織、自治会、民生委員さんなどと綿密な連携を図ると共に、地域住民が相互支援をいただくことが、安全安心につながることを考えています。

今後とも、自治会長会や各種会合などの機会を通じ、防災意識の高揚と、要援護者への対応の重要性を強くアピールし、避難支援者の拡大に努めて参りたいと思います。

議事を傍聴しませんか

12月定例会は
12月6日(金)
開会予定です

詳細は議会事務局まで
お問い合わせ下さい。

☎ 43-2111(内線2302)

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請をしてきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって八百津町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

岐阜県八百津町議会

衆議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様

参議院議長様
内閣法第9条の第1順位指定大臣(副総理)様
総務大臣様